

インフルエンザ予防接種費用を助成します

子どもインフルエンザ予防接種

【対象者】町内に住所を有する、生後6か月から年度末の年齢が18歳までのお子さん

※平成17年4月2日から令和5年7月31日生まれまで（生後6か月到達後に対象となります。）

【接種期間】令和5年10月1日（日）～令和6年1月31日（水）

【接種回数】生後6か月以上13歳未満 2回（接種間隔2～4週間）

【助成額】接種費用の全額

【接種場所】町内医療機関

（ありが医院、加藤医院、花岡医院、山本内科医院、今庄診療所、河野診療所）

※お子さんの療養上、やむを得ない事情があると認められる場合に限り、右記医療機関外で助成を受けられます。あらかじめ保健福祉課へご相談ください。

【接種方法】①町内医療機関へ予約してください。

②対象の方が16歳未満の場合は、原則、保護者の同伴が必要です。

③予防接種当日は、次のものを^①ご持参ください。

・母子健康手帳

・健康保険証（氏名、生年月日等が確認できるもの）

・記入済み子どもインフルエンザ予防接種予診票

・記入済み「南越前町子どもインフルエンザ予防接種費用助成金（代理受領委任状）申請書兼請求書」

・同意書（※13歳～15歳のお子さんで、保護者が同伴できない場合に必要です。）

・同意書（※13歳～15歳のお子さんで、保護者が同伴できない場合に必要です。）

・同意書（※13歳～15歳のお子さんで、保護者が同伴できない場合に必要です。）

・同意書（※13歳～15歳のお子さんで、保護者が同伴できない場合に必要です。）

・同意書（※13歳～15歳のお子さんで、保護者が同伴できない場合に必要です。）

・同意書（※13歳～15歳のお子さんで、保護者が同伴できない場合に必要です。）

・同意書（※13歳～15歳のお子さんで、保護者が同伴できない場合に必要です。）

・同意書（※13歳～15歳のお子さんで、保護者が同伴できない場合に必要です。）

生後6か月から18歳



妊婦インフルエンザ予防接種

【対象者】以下の両方に該当する妊婦

①接種日に、町内に住所がある妊婦

②接種日より前に、町に妊娠届出書を提出した方

※接種日において妊娠中の方が対象です。

【接種期間】令和5年10月1日（日）～令和6年1月31日（水）

【接種回数】1回

【助成額】接種費用の全額

※医療機関の休診日にご注意ください。

※インフルエンザの予防接種を受けるにあたっては、主治医とよくご相談ください。

※妊娠中に接種した費用が対象となります。

【助成方法】①県内または県外の医療機関でインフルエンザ予防接種を受け、一日費用を支払います。

②接種した医療機関で、領収書・診療明細書（インフルエンザ予防接種の費用が確認できるもの）・接種済証等を発行してもらってください。

③「南越前町妊婦インフルエンザ予防接種費用助成金（償還払）申請書兼請求書」（個別通知に同封）に、領収書、接種済証又は接種が確認できる診療明細書等の写し、振込口座の通帳の写しを添付し、保健福祉課に提出してください。

④町で確認のうえ、指定の口座へ振り込みます。

⑤町で確認のうえ、指定の口座へ振り込みます。

⑥町で確認のうえ、指定の口座へ振り込みます。

⑦町で確認のうえ、指定の口座へ振り込みます。

⑧町で確認のうえ、指定の口座へ振り込みます。

⑨町で確認のうえ、指定の口座へ振り込みます。

⑩町で確認のうえ、指定の口座へ振り込みます。

⑪町で確認のうえ、指定の口座へ振り込みます。

⑫町で確認のうえ、指定の口座へ振り込みます。

⑬町で確認のうえ、指定の口座へ振り込みます。

⑭町で確認のうえ、指定の口座へ振り込みます。

妊婦

